

東洋史研究

第六十七卷 第四號 平成二十一年三月發行

區田法實施に見る金・モンゴル時代農業政策の一断面

井 黒 忍

はじめに

第一章 金代章宗朝における區田法の實施

第一節 區田法實施をめぐる議論

第二節 區田法の實施規定

第三節 侯馬金墓刻文が語る實情

第二章 區田法の繼承と展開

第一節 受け繼がれる技術と政策

第二節 社制との結合と全國展開

第三章 救荒策としての區田法

第一節 趙簡の「區田事理」

第二節 荒政と農政の接點

おわりに

はじめに

前漢成帝朝の人、氾勝之によって著された『氾勝之書』には區田法と呼ばれる農業技術が記載される。これは耐旱豊收を目的とする集約農法であり、方形や帶狀の區オウと呼ばれる窪地に作物を栽培し、集中的に施肥・灌漑を施すことで、山地や丘陵といった惡條件の地においても實施を可能とし、かつ高收量を得ることをその謳い文句とする。同法は華北農業が持つ宿命的課題である水不足を克服すべく生み出された保濕・節水型農法の典型例とも言えるものであり、散發的なながらも後漢時代より二〇世紀に至るまで、國家や地方官、知識人らによる異なるレベルでの實施例を確認することができる。⁽¹⁾

これまでの區田法研究の主眼は農學的觀點からの技術解明に置かれ、『氾勝之書』佚文を收録する『齊民要術』に基づく漢代區田法の技術復元に主たる關心が注がれてきた。⁽²⁾技術面に關しては、筆者も『救荒活民類要』所載の區田法關連記事とカラホトより出土した農業關連文書との内容の一致に着目し、モンゴル時代區田法の技術復元を行った。これにより、モンゴル時代の區田法が井戸などの灌漑施設を備え、周圍を土塀で圍った耕作地（區園地）にて主穀を含む各種作物を混作し、併せて桑栽培を行うという漢代區田法には見られない獨自の形態を有するものであり、共同作業を含めた人力の投入によって得られる高收量と旱害や水害にも對應し得る自立性の高い農業經營の創出を目的として實施されたことを確認した。また、考察の過程において、モンゴル時代における農業政策としての區田法實施が、金代章宗朝における施策を淵源とするものであり、その技術も金代區田法を記録した『務本新書』等の農業技術書を介して、モンゴル時代に繼承されたことを指摘した『井黒二〇〇七』。

この金代章宗朝における施策とは、國家の推進する農業政策としての統治下全域における區田法實施を指し、農政の一貫としての實施という意味においては、前秦苻堅以來、約七百年ぶりの「復活」實施となる。⁽³⁾これがモンゴル時代にも繼承され、全國的な實施と普及が圖られていくのに對して、明清時代以降においては地方官による試験的な取り組みや地域を

限定した実施がなされるに止まった。すなわち、農業政策としての區田法への重視は、金・モンゴル時代を貫く時代的特徴ともみなし得るものであり、当該時代の農業政策、さらには國家統治のあり方を考える上で重要な示唆を與える事象と言えよう。

昨今の研究の進展により、「征服王朝」治下における農業の衰退といったイメージは既に拂拭されつつある。中でも、近年の宮紀子氏による一連の研究によって、モンゴル時代における複雑な農政機關の變遷が整理され、諸種の農業政策が大局的流れの中に位置づけられるとともに、『農桑輯要』を始めとする農業技術書の編纂と出版を通して、積極的な農業振興政策が推進されたことが明らかとなった〔宮二〇〇六・二二〇七〕。こうした新たな知見に基づき、今後は技術レベルを含めた個々の農業政策の具體像の解明が必要となろう。中でも、農業政策として實施された金・モンゴル時代の區田法を考える上では、農政史見地からの考察が不可欠である。そこで、本稿においては、金・モンゴル時代に區田法がいかに實施されていたのかという問題を起點として、區田法實施という一斷面から当該時代を通觀し、農業政策としての區田法實施の持つ意義を考察することとする。

第一章 金代章宗朝における區田法の實施

第一節 區田法實施をめぐる議論

金代における區田法の實施は章宗朝明昌年間⁽⁴⁾に始まる。明昌三年（一二九二）三月、章宗の面前にて始まった尙書省首腦部（宰執）による區田法實施をめぐる議論は、明昌元年（一二九〇）より燕雲の地を襲った大旱魃を背景とするものであった。特に毎年の様に繰り返される三～五月の降水量不足は、土壤水分の保持を絶對的課題とする華北旱地農業に致命的な打撃を與えるものであり、章宗および政府首腦は中都北郊の方丘にて嶽鎮海瀆を望祀し、太廟や社稷において祈雨の儀

式を執り行うことで天災の長期化に齒止めをかけんとする。⁽⁵⁾しかしながら、依然として降雨の兆しは見えず、明昌三年夏、まさに第一次議論の直後に章宗は參知政事張萬公の進言を容れて「己を罪するの詔」を下し、尙書左丞完顏守貞は引責辭任を求めるに至った。⁽⁶⁾

英明の譽れ高い祖父世宗の治世、所謂大定の治を受けて即位した章宗ではあったが、當時の財政狀況は既に樂觀視を許すものではなかった。數年に亘る旱魃に加えて、大定末年より繰り返される黃河の氾濫、さらにはモンゴル高原の遊牧集團に對する防衛施設（界壕）の建設に三萬人ももの勞働力が動員されるなど、生産力の低下、ひいては國家收入の減少を惹起する諸事象が着實に表面化しつつあったのである。中でも、華北に徙った女眞集團（猛安・謀克）の屯田經營が行き詰まりを見せ、漢族農民との軋轢の中で土地紛争を激化させていたことは、軍事力の弱體化を將來し國家の根幹を揺しかなない大問題であった。

こうした狀況下で開始された區田法實施の議論が『金史』區田法條に收録される。その冒頭には、

區田の法、嵇康の養生論に見ゆ。是れより歷代未だ天下に通用すること趙過の一畝三畝の法の如き者有らず。

との言が見える。ここで區田法との比較對象として擧げられる「趙過の一畝三畝の法」とは、同じく前漢時代に生み出された代田法を指す。天野元之助氏によれば、兩農法ともにウネ立てを行い、ミゾに播種するという同様の方法を用いながらも、代田法が大農經營を對象とするものであるのに對して、區田法はこれを小農育成のために零細農地に適應させた園藝式農耕の一種という違いがあるとされる「天野一九五〇」。ともに古代華北旱地農法の精華とも言うべき兩者の並記は他の史料にも散見するが、區田法の典據として嵇康「養生論」が擧げられるのは極めて異例である。

既に述べた様に區田法の原點は『汜勝之書』にあり、北魏の『齊民要術』がその二〇數條を引用するほか、『禮記』月令など經書の註や農業技術書である『四時纂要』、さらに『北堂書鈔』などの類書にも引用され、その内容が後世に傳えられた。中でも、華北旱地農法に關する代表的著作である『齊民要術』が後世に與えた影響は大きく、北宋の天禧四年

(一〇二〇)・天聖年間(一〇二三―一〇三三)には刊刻・出版がなされ、館閣や諸道の勸農司に所藏された。對宋戰爭の最中より攻略した都市において書籍を收集し、開封落城の後には開封府庫・國子監および宮廷内の太清樓・祕閣・三館に所藏された書籍と版木を接收するなど、北宋の書籍を積極的に收集した金朝政權にもこの著名な農業技術書が所藏されていたことは疑いない。⁽¹¹⁾にもかかわらず、區田法實施の経緯を綴る『金史』區田法條の冒頭に『齊民要術』ではなく、嵇康「養生論」が引かれることには、そこに一定の意味合いが込められていたと考えざるを得ない。そこでまずは嵇康が「養生論」にて説く區田法とはいかなるものであったのかを確認してみよう。

『文選』卷五三に收録される「養生論」によれば、嵇康は湯の時代の旱魃に思いをめぐらし、危機的な状況の中でも努力を惜しまないこと(一溉の功)によってのみ、わずかでもその成果(一溉の益)を得ることができると説き、通念や常識に縛られる當時の人々を批判する「馬場一九九四」。その一例として、一畝の土地から百餘斛の收穫を上げ得る區田法への言及がなされるのである。こうした嵇康の主張が明昌初年から引き續く自然災害に對して「人事を盡くすのみ」⁽¹²⁾と語る章宗の思いに合致するものであったことは疑いなく、ここに積極的な勞働力の投入と精緻な技術を駆使して大量の收穫を得ることを説く區田法の實施が議論の組上に舉げられたのである。つまり、農業技術書の代表たる『齊民要術』ではなく、嵇康「養生論」に由來する區田法實施の發想は、農學的見地からの區田法に對する見直しではなく、そこに記される高収量への期待と社會通念を打破するという革新性への追究から生み出されたものであったと言えよう。⁽¹³⁾

明昌四年(一一九三)四月、再び區田法實施に關する議論が行われる。これより區田法推進に向けて中心的役割を果たすが、同年三月に參知政事に就任した胥持國である。その主張は大定年間と比較して人口が増加した反面、國家支出も増大していることに鑑みて、區田法を實施して國家歲入の増加を圖るべきとするものであった。また、この時期に降水量減少と農業生産の不振に對して政府内に危機感が高まっていたことは、區田法實施の議論と並行する形で、同年五月に毎月の降水量及び生産狀況の數値報告が諸路に命じられていることから明らかである。⁽¹⁴⁾すなわち、降水量の減少を克服し

得る耐旱技術を導入し、積極的な食糧増産を目指すことこそが區田法實施の目的であり、特定の農業技術を風土の異なる各地域にて實施させるという劃期的な試みが實行に移されていくのである。

區田法推進派の中心たる胥持國が參知政事就任直後よりその實施に向けて用意周到な準備を推し進めていたであろうことは、これまで歷代王朝によって區田法が實施されてこなかった理由を問う章宗に對して、民衆の理解不足に由來するものとしてその疑念を拂拭すると同時に、既に中都南郊にて試験實施を開始していることを告げていることから明らかである。⁽¹⁶⁾これに對して、同じく參知政事の任にあつた夾谷衡は、投入労働力に見合う收穫が期待できず、いたずらに農作業を阻害して田土を荒廢させるだけだとの反論を行うが、最終的には章宗の判斷に基づき試験續行が認められた。⁽¹⁷⁾

明くる明昌五年（一一九四）正月、尙書省より區田法の實施が正式に進言され、これを受けて各地の土地調査を行った上で實施せよとの敕が發せられた。⁽¹⁸⁾その後、明昌七年（一一九六、一〇月に承安に改元）四月に初めて區田法が實施され、翌五月には章宗自らが中都近郊の耕地を視察して、區種の實施狀況を確認している。ここで、敕が發せられてより實施に至るまでに、約一年餘りの月日が費やされた理由は記されないが、作物により播種の時期が異なることは言うまでもなく、さらに寒暖の差異に由來する成熟期間の地域差を勘案すれば、當初より全國一律の開始時期が設定されたとはいえない。明昌七年の區種開始が先の中都南郊における試験實施と同時期であることからしても、これはあくまで中都周邊における區種開始を意味するものであり、栽培作物や氣象條件など地域間の差異に基づいて區種開始の實施時期にあらかじめ時間差が設けられていたとも考えられる。

第二節 區田法の實施規定

明昌五年の區田法實施を命じる敕の發令に先立ち、「陳言人武陟高翌」なる人物が「區種法」をたてまつり、人丁・土地の數を調べた上で實施面積を定めて區種を行わせるようにとの提言を行った。肩書きとしては陳言人武陟とのみ記され

る高翌について関連史料を見いだすことはできないが、『金史』に散見する陳言人の用例から考えて、地方の無官の有識者であったと考えられる。⁽¹⁹⁾既に述べた様に、區種實施に先立って高翌の陳言に含まれる土地調査がなされていることに加えて、庶人であろう高翌の陳言が正史に記録を止めたこと自體、區田法の具體的内容を記す「區種法」が正式に採用されたことを意味しよう。こうした庶人の陳言に關しては、採用すべきものがあれば、その内容に應じて銀絹を與え、事柄が重要案件に及ぶ場合には吏部格に従つて官位を授けるとの規定も存在した。⁽²⁰⁾制度上においても認められた庶人の陳言ではあるが、高翌の陳言が採用されるためには、その有効性を皇帝章宗や政府首腦に認めさせるだけの説得性と具體性を持つことが不可欠である。加えて、その内容が地域的な差異が大きく、かつ實効性が重視される農業技術という事項に屬するものであることからすれば、陳言内容の持つ具體性と説得性は武陟縣における區種の實績に由來するものと考えざるを得ない。⁽²¹⁾

議論開始からほぼ二年間に亘る月日を経て發せられた明昌五年敕には、區田法實施に關する諸規定が盛り込まれたと考えられるが、敕自體は現存せず、その詳細を窺い知ることにはできない。『金史』區田法條により、わずかに知り得る規定内容は以下の三項である。

「一」 農田百畝以上、如し河川に瀕い水を得易きの地なれば、須く三十餘畝を區種せしめ、多く種する者は聽すべし。

「二」 水無きの地は則ち民の便に従ふ。

「三」 仍お千戸・謀克・縣官に委ねて法に依りて勸率せしむ。

これによれば、耕地面積一〇〇畝（二頃）が前提條件であり、具體的には一頃以上の耕地を有する者が、そのうちの三〇畝程度に區田法を實施するとされた。また、河川に近接した地域において實施し、水を得ることのできない土地については、その實施の可否は民の意志に委ねられた。これは人力による灌漑方法を用いるとは言え、⁽²²⁾區田法の實施には灌漑用水の確保が必要條件であったためであり、章宗朝においては區田法實施と並行して明昌五年閏一〇月より灌漑水路整備が積

極的に推進されていく。⁽²³⁾ また、監督責任者として地方官（縣官）とともに猛安（千戸）・謀克が挙げられるが、これは民田のみに止まらず、女真人の屯田においても區田法の實施が求められ、その經濟的復興が意圖されたことを意味する。

これら明昌五年敕に含まれた實施規定以外に、明昌七年四月九日に初めて區田法を實施するに當たつて、

男年十五以上、六十才以下にして土田を有する者は、丁ごとに一畝に種し、丁多き者は五畝にて止む。

との規定が出される。⁽²⁴⁾ この規定に關しては、翌承安二年（一二九七）二月に南京路提刑使馬百祿⁽²⁵⁾によつて、

聖訓に「農民地一頃有る者は一畝を區種し、五畝もて即ち止む」とあり。臣以爲らく地の肥瘦同じからざれば、乞うらくは畝數を限らざらんことを。

との上奏がなされていることから、追加規定が章宗の詔（聖訓）として發せられたものであり、所有地面積一頃を基準とするものであつたことが分かる。これは一見すると、明昌五年敕の一頃以上の土地所有者に對する三〇畝程度の區種實施と比較して、その實施面積が減少したかにも受け取れる。但し、未だ區田法の効果が判明する以前の段階において、既にこうした後退的な規定がなされたとは考えにくい。また、先の明昌五年の規定では、一頃以上の耕地所有者の間に區種實施面積に關する差異は設けられていない。従つて、明昌七年詔が意味するところは、區田法實施面積を一頃以上に對して一律の三〇畝程度から、男丁の多寡に應じて一頃につき一〜五畝と改定するものであり、人丁と土地所有面積に應じて區種實施面積を決定するという高翌の陳言をより反映する形となつたのである。このうち、男丁の多寡に應じて一〜五畝とした區種面積の限定については、馬百祿の上奏により各地の土壤の善し惡しが同じでないという理由で撤廢されたが、これは區田實施面積を規定しないより現實的な實施方法が模索されたものと考えられる。

また、ここで區田實施の前提條件とされた土地所有面積に關しては、金代の土地所有面積に關するデータが乏しいため、參考として宋代の狀況を見ると、一頃以上の土地所有者は上等戸（第一・二等戸の地主層と第三等戸の自作農）に相當する。金代の狀況がこれと大差ないとすれば、零細土地所有者や佃戸に對しては區種實施の對象外とされたこととなる。これは

精緻な技術を用いる區田法を実施するには多大な勞働力の投入が必要であり、これを可能とするだけの資産および勞働力を有した土地所有者にのみ實施が求められたことを意味する。さらに、所有地の一部に對してのみ區田法の實施が求められたことに關しては、大規模な實施を不可能とする區田法の技術的制限に加えて、從來の耕作地の大半を維持したまま一部の土地に區田法を実施させることで、水不足時においても一定の稅收を確保することを狙いとするリスク分散的發想に基づく現實的な運用方法が用いられたと考えられる。

第三節 侯馬金墓刻文が語る實情

これまで區田法實施に關する議論の推移を主に『金史』區田法條に依つて述べてきたが、そもそも『金史』卷四六・食貨志冒頭の總論部分において、

田制、水利、區田の目、或いは驟かに行い隨いて輟め、或いは屢しば試みるも效無く、或いは熟議するも未だ行なわず。咸く篇に著し、以て一代の制を備うと云う。

と記される様に、區田法についても或いは「熟議すれども未だ行なわず」といった狀況が疑われるが、實例を伴わない『金史』區田法條の記載のみに依據してはこの當否を判斷することはできない。そこで注目すべき史料が一九六四年に發掘がなされた後、約三〇年の年月を経て一九九七年に報告がなされた山西省侯馬の金代磚墓「侯馬一〇二」（正式には六四H四M一〇二 號金墓）前室北壁の門樓左側の石柱に刻まれた九八字の文字である。

同墓の發掘に携わった楊富斗氏の報告によれば、石柱には以下の文字が確認される。

上判に「百姓をして忙ぎ區田に種せしむ。一畝ごとに一千五百區を要め、區ごとに一升を打約す」と。本家の刷し到れる物は四百石たり。／／時明昌柒年捌月日入功す。⁽²⁶⁾ 年前十月内より、六月十九日に至到り雨を得ること有り。米麥は計價二百五十たり。二十二日に到りて、秋田に種下し、／／畝ごとに穀一石を收む。菽豆は畝ごとに一石、棗は

約そ五分たり。又た差官遍く刷物を行う⁽²⁷⁾。「文中の「／＼」は改行を示す」

墓主は董三郎（名は海）、河東南路絳陽軍曲沃縣褫鄉風上村の住人であり、同墓中には裴店出身の妻趙氏、長子靖（當時三五才、妻は西李村の文氏）、次子樓喜（當時二五才、妻は狄庄村の衛氏と西李村の文氏）、三子念五（當時二〇才、妻は高村の趙氏）ら九人に第三子董念五の娘夫婦とおぼしき二人を加えた計一二名が合葬されていた⁽²⁸⁾。

まず、刻文冒頭に「上判」の文字が見えるが、これは「上畔」とも稱される文書形式であり、上位機關、特に尙書省よりの下行文書を指す「井黒二〇〇四」⁽²⁹⁾。よって、本刻文中の「上判」は尙書省より當該地域を管轄する平陽府へと送られ、さらに絳州、曲沃縣へと送付された區田法實施を命じる文書を指す。その内容とは一畝当たり一五〇〇區の作成を要求し、一區当たり一升の收穫を見込む⁽²⁹⁾というものであり、この基準に則って董海家には四〇〇石が「刷」された。楊氏はこれを實際の徵收額であると解し、董海家はおおよそ一〇〇畝弱の土地を有し、その内の二七畝の土地に區種を行っていたとして、これが明昌五年敕の規定「二」に沿うものであるとの見解を示す「楊一九九七、楊・楊一九九七」。

但し、この見解には首肯し難い點がある。まず、上判が指す文書について、既に規定内容の變更を伝える明昌七年詔が發せられているにもかかわらず、依然として明昌五年敕の規定内容を指すとする點である。これに關しては、氏の算出した董海家の所有地「二〇〇畝弱」と區田實施面積「二七畝」は、嚴密には明昌五年敕の規定である所有地「二〇〇畝以上」、區田實施面積「三〇餘畝」とも符合しないことから、この上判は明昌七年詔を指すと考えられる。次に問題となるのが、「刷」を區田實施地からの實際の徵收額と解する點である。氏の見解に従えば二七畝の區種實施地からあがる收穫量が全て徵收されたことになるが、區田法實施の目的が稅收増加にあったとしても、こうした極端な稅徵收がなされたとは到底考えにくい。試みに『金史』食貨志・賦稅條に見える私田の夏稅率を基に四〇〇石を徵收すべき耕地面積を算出すれば一三〇〇頃以上にものぼることとなり、金代においても大土地所有が發達していたとは言え、あまりに廣大な所有地である。では、楊氏が徵收額と解した「刷」、「刷物」とはいかなる行爲を意味する語であつたのであろうか。

確かに『金史』中には、「刷」、或いは「拘刷」の語を用いる事例が散見する。但し、これらはいずれも土地や人馬の強制的な徴發を意味する語として用いられるものであり、租税徴収の文脈にて用いた事例を確認することはできない。これに對して、南宋時代の用例として「刷」を總點檢、總あらための意味とする用例が確認される「田中一九六九」。この用例に從つて「刷」を總點檢の意味に解せば、冒頭の上判に續く「刷到物」は夏田收穫量の總點檢であり、文末の「刷物」は秋田收穫量の總點檢とならう。

さらに、收穫量點檢の対象であるが、刻文中には夏田の實收穫量についての記載がないため、假に雨を得てまずまずの成果を得た秋田の收穫量によって考えてみよう。秋田における穀（粟）の實收穫量は一畝当たり一石であり、四〇〇石の收穫量を區田地のみにてまかなうには四〇〇畝もの廣大な實施地が必要となるが、過度の細作を必要とする區田法をこうした廣大な土地に實施することは實質的に不可能である。まして、刻文によれば明昌六年一〇月より翌七年六月までの凡そ八ヶ月間、雨が降らず、⁽³¹⁾米麥の價格は一斗当たり二五〇文に上ったとされる。⁽³²⁾こうした悪條件のもとで區種實施による夏田收穫量が見込み通りの一畝当たり一五石を達成し得たとは到底考えられない。また、收穫量の點檢に當たつて、區種實施地のみ收穫量を別に點檢したとは考えにくいことから、刷が意味する點檢の対象は區種實施地を含む董海家の全耕地からあがる收穫量であつたと考えざるを得ない。⁽³³⁾こうした派遣官吏による區田法實施前後の煩瑣なまでの點檢作業は、「法に依りて勸率せよ」と命じられた縣官らによる新たな農業技術の普及とその効果を確認すべくなされた措置であるとともに、明昌五年段階で各路に對して求められた生産狀況の數値報告のためになされたものであらう。

漢代以來、區田法を説く諸文獻において見込み收穫量を誇大に算出する傾向があり「萬一九五八」、見込み量と實額との懸隔が區田法實施を頓挫させる一因であつた。⁽³⁴⁾こうした狀況を反映して、開始より八年後の泰和四年（二二〇四）九月にその弊害が尙書省自身から提出される事態に立ち至る。既に積極推進派の中心であつた胥持國は没し、メンバーを一新した尙書省の見解は、自然災害が起こつてからにわかに區田法を用いて耕作を行うため實効性がないとした上で、地域間に

おける自然環境の差違を考慮せず、全國一律に區田法を行うことから生じる弊害を指摘するものであった。

尙書省より區田法の問題點が指摘される直前の泰和四年夏に御史中丞孟鑄によってなされた上奏は、本年春からの旱魃への對應策として、低所においてウネ立てして播種し、井戸を掘削して地下水灌漑を行うことを提言するものであり、その末尾には「區種の法此れより始む」との記載がなされる。但し、侯馬金墓刻文に記された様に、既に明昌七年より區種の實施がなされたことは確實であり、これは泰和四年の段階で一旦はその實施が途絶えていたことを受けて、その再實施を求める提言であつたと考えられる。先の尙書省による區田法の議論もおそらくはこの度の再實施を受けてなされたものであり、その批判にある様に區田法實施が自然災害發生後に急遽これを行うといった状況、すなわち『金史』食貨志の總論に言う「驟かに行い隨いて輟」むという状況に變容していたことを物語る。尙書省の進言に對して、章宗は地方官や按察司に農業獎勵の任を委ね、なおも區田法實施に固執する姿勢を見せるが、遂にその實施は不可能となるに至つた。

第二章 區田法の繼承と展開

第一節 受け繼がれる技術と政策

一旦は實施不能となつた區田法ではあつたが、モンゴル軍の侵攻の前に開封へと都を遷した貞祐二年（一二二四）、山西において義勇軍を組織し、太行山麓の弘州・蔚州の防衛に努めた田琢によって、區田法の再實施を含む富國強兵策が宣宗に上奏された。そこでは郷里を逐われ河南・陝西へと移り住んだ人々は數知れず、人々に食糧を供給するために、兵士を用いて屯田を行い、官吏を督勵して農業振興を圖らせるとともに、區田法を用いて農地開發を目指すことが進言されたのである。⁽³⁶⁾

田琢の區田法再實施と屯田振興を説く富國強兵策が實行に移されることはなかつたが、モンゴル軍によって河北・山西

の地が蹂躪され、さらなる閉塞状況が強まる中、大量の流動人口を抱え込むことで一舉に膨れあがった新都開封の食を支えるため、すなわち河南の地に逼塞した國家の存續を圖るために區田法が再び實施されることとなる。『遺山先生文集』卷二〇「資善大夫吏部尙書張公神道碑銘并引」によれば、

〔正大〕四年、太夫人の憂いに丁たり、甫め卒哭するも、特旨もて起復せらる。宰相奏して公を京南路司農卿に擬するに、上曰く「吾れ張某を得て朝夕に相い見えんと欲す。外補せしむるなかれ」と。宰相以えらく三路の調度、京南は什の六に當たり、司農の寄託尤も重くんば、暫らく之れを輟め以て往かしむるを欲するのみと。上之れに従い、故えに此の授有り。…（中略）…農司に居ること十年、事は苟且を以て恥と爲し、立つる所の條畫は、力は省かれ功は倍せば、能く變易する者有るなし。京南に在るに、日び民に區種を課して地桑を栽えしめ、歲ごとに成否を視る。父兄の子弟に於けるが若く、慰むるに農里の言を以てし、而して之れを公上の奉に勉めしむ。

農政機關の官職を一〇年間に亘り歴任した張正倫には、正大四年（一二二七）以降、京南路司農卿として緊急の課題であった開封への食糧供給が委ねられた。これを受けて、開封に據った金朝政府に對する食糧供給の六〇%を占めた京南路（治所は許州）において、日々農民に區田法を教示することで食糧の増産を圖るとともに、桑の苗木を植え付ける地桑の技術を用いて、桑栽培の促進を目指したのである。³⁷⁾

ここで張正倫が用いた地桑（法）とは、宋代以來、華北において用いられた密植栽培の技術であり、種子の播種による實生法と比較して、より短期間での生長を促成するという效能を有するものであった〔本田一九七三〕。この技術は『務本新書』や『士農必用』に收録され、モンゴル時代の『農桑輯要』や王禎『農書』に繼承されていく。また、ここでは區種と桑栽培は並記されるものに過ぎないが、兩者は技術的にも、また栽培地の形態の面においても共通する性質を有し、モンゴル時代においては區園地の周囲と内部の通路において桑の栽培がなされる。漢代區田法を記す『氾勝之書』には確認できない區田法と桑栽培の組み合わせの先例を金末張正倫の事例の中に見いだすことができる。

張正倫の事例以降については、『務本新書』に「壬辰、戊戌の際、但だ能く三五畝に區種する者のみ、皆な饑殍を免がる」とあり、一二三二年（壬辰）と一二三八年（戊戌）に區種を行った者が饑饉の被害から逃れ得たとされるが、その實施主體や地域は不明とせざるを得ず、再び區田法實施が確認できるのはクビライ時代中統年間を待つこととなる。『至正集』卷五三「故承直郎僉嶺南廣西道提刑按察司事葛公墓碑」によれば、

（中統）三年、輝州判に復せられる。詔ありて農桑を課するに、時に河北荐に饑え、部使者區田法を頒つも、郡邑行⁽³⁹⁾うに敏からざれば、公に檄して按覈せしむ。躬から野人を率い、宜しきを相て方を授くれば、熟して百倍を得。土の境⁽⁴⁰⁾なる者は、教うるに糞薶を以てし、鄰境これに法る。

とあり、葛榮が輝州判官の任に就いた中統三年（一二六二）に農業獎勵を命じる詔書が下され、河北において頻發した饑饉への對策として、部使者による區田法の頒布がなされたことが分かる。この時、輝州においては葛榮の指導のもと運用の宜しきを得て、從來の「百倍」に上る收穫を上げる。⁽⁴⁰⁾さらに瘦せた土地においても、「糞薶」すなわち蠶の糞をまぶした桑の葉くずを肥料として用いることで地力を向上させるなどの成功を収めたことで、鄰境ではこの輝州モデルに倣って區田法が實施されることとなった。⁽⁴¹⁾

ここに見える河北における饑饉發生の背景には、中統三年二月に勃發した李璫の亂とそれに伴う耕地の荒廢という状況が存在したと考えられ、同年に發せられた農業獎勵に關する詔が中統三年四月一日に發せられた田土の開墾、桑棗の栽培を獎勵するクビライの詔を指すことは疑いない。⁽⁴²⁾これは中統元年（一二六〇）五月一九日および中統二年（一二六一）四月二四日に宣撫司官に宛てて發せられた農業獎勵の詔に續くものであるが、この時點で初めて行中書省、宣慰司、諸路のダルガや管民官といった統治下全域の各官に田土の開墾と桑棗の栽培を命じる農業獎勵が委ねられたのである。この詔の具體的内容は確認できないが、前掲の史料により、土地荒廢と飢饉への對策として區田法の實施が盛り込まれ、その技術が各地に傳えられたことが判明する。⁽⁴³⁾

また、區田法實施に至る経緯については語られないが、中統二年五月に王恽に歴代の水利、營屯田、漕運、貨幣、租庸調等の法および漢唐以來の宮殿の制度等を項目ごとに分類してとりまとめるようにとの都堂の命が下されており「宮二〇〇六」、さらに同年七月には翰林國史院が設立され、元好問の意志と計劃を受け繼いだ王鶚を首班として、『金史』編纂の準備が進められていた「古松二〇〇三」⁽⁴⁴⁾。金代諸制度の整理が推し進められる中、初めての全國的農業獎勵策に區田法實施が含まれたことは、金代章宗朝における農業政策としての區田法實施がクビライ政權においても繼承すべき施策と認められたことを意味するとともに、これが以降の至元年間における政策展開へと繋がっていくこととなる。

第二節 社制との結合と全國展開

中統年間における第一次實施期を経て、再び區田法の實施が確認できるのが、農政の専門機關たる司農司が設立された直後の至元七年（一二七〇）であり、この時、舊金領たる華北に向けて區田法實施を含む「農桑の制」一四條が頒布された。『元史』卷九三・食貨志・農桑條に記載される一四條の内、區田法に言及する箇所は以下の通りである。

田の水無き者は井を鑿ち、井深くして水を得る能わざる者は、區田に種するを聽す。其の水田有る者は必ずしも區種せず。仍お區田の法を以て、諸れを農民に散ず。

ここで地下水位が低くその利用が困難な地域において區田法の實施を認めるとするのは、金代明昌五年敕の内容「二」と相反するものであり、かつ灌漑農法としての區田の技術から見ても明らかに誤りである。區種實施にはあくまで灌漑用水の確保と利用が大前提であったことは既に述べた通りであり、この記載が『元史』編纂の際の誤りであることは確實である。従って、ここでは灌漑用水の得られない土地では井戸掘削による地下水灌漑によって區田法を實施するとした上で、灌漑地を所有する者に關しては區田法の實施を求めず、さらに區田法の技術を記した「區田の法」を農民に傳えさせたこととなる。

至元七年の區田法實施に對しては、當時より既に問題點を指摘する聲が存在した。『紫山大全集』卷二二「司農司を論ず」によれば、

近ごろ聞くなく、司農司兩省に陳し、諸路の水利官を分立せんことを議す。某、位卑しく言高きの罪を僭冒し、妄りに議し以て不可と爲す。方今、四道の勸農、號令して聚集し、呼召して教諭す。一夫百畝の常力常業の外、種木・區田等の事を督責し、社・義倉は民已に煩擾に困しむ。

とあり、胡祇適による農政批判は至元七年二月以降一二月以前になされたものであり、直接には上掲の至元七年「農桑の制」頒布直後の状況を批判する内容となる。當時既に區種實施を奨勵するという本來のあり方からは乖離した巡行勸農官による厳格な督責がなされ、それは樹木の栽培、社倉・義倉への食糧供出にも及んだのである。ここでは一貫して司農司が中心となる勸農策の弊害に對する批判的姿勢が貫かれていることから、區田法實施に對する督責とは、實質的には強制的實施を意味したと考えられる。また、「農桑の制」一四條は「立社事理」とも稱される條畫であり、舊金朝領の華北を對象として社の設立を命じることがその主たる内容である。従つて、この内の一條として區田法の實施が説かれることは、社制との結合を通して區田法の實施と普及を圖するという運用方法が採られたことを意味する。

モンゴルの華北侵攻以來、戰亂の中で土地は荒廢し、流民が大量發生するなど、國家統治の原點ともいべき社會の安定は失われつつあった。その中で、農民を社に歸屬させることで華北農村の再生を圖るとともに、共同體の創出による農業復興を圖ることが立社の目的であった。⁽⁴⁶⁾そこで、五〇戸ごとに一社を形成し、社長を中心とする共同體の再生を目指す社制の中に區田法實施を組み込むことで、土墾造築を含む區園地の形成に必要な共同作業と勞働力の確保を可能とし、さらには社長を中心とした農村教育の場において、農學書や區田のマニュアルを用いて、複雑な區田の技術を教育する技術教育が可能となる。⁽⁴⁷⁾これは裏を返せば、區田法の實施を通して共同作業による社衆の一體化を高め、各集團（社）ごとの自立的な生産の回復を圖ることにもなる。社制を通して區田法を普及させるとともに、區田法によって社制の強化を圖る

という様に、立社と區田法實施は相互補完的な性質を有するものであり、眞に巧みな運用方法であつたと言えよう。但し、地方官の勤務評定にも關わる農業獎勵が容易にその強制という方向に傾き得ることは歴代の事例が示す通りであり、加えて區田法が社制の中に組み込まれたことで、社制の確立を目指す中、區田法獎勵は強制的實施へと向かうこととなつたのである。

至元七年における區田法實施に關しては、當初より批判の聲が存在したにもかかわらず、その施策自体は後に江南をも含めた大元ウルス全域へと擴大實施されていく。『通制條格』卷一六・田令・農桑條に至元三年（二八六）六月一〇日に大司農司が再設置されたことを受けて六月一二日に發せられた條畫が收録され、これとほぼ同文が『救荒活民類要』元制・條格、『至正條格』卷二五・條格・田令に「農桑事宜」として收録される。また、ほぼ同文が『元典章』典章二三・戸部卷九・農桑・立社に收録される至元二八年（二二九）の「勸農立社事理」にも確認⁽⁴⁸⁾できる。『通制條格』に收録される同條格の内、區田法に關する箇所を挙げれば、

仍お仰せて天旱に隄備せしめ、有地の主戸は量りて區田に種し、水有らば則ち近水にて之れに種し、水無くんば則ち井を鑿つ。如し井深くして區田に種する能わざる者は、民の便に従るを聽⁽⁴⁹⁾す。水田を有するの家の若きは、必ずしも區種せず。區田の法度に據きては別に發去を行い、本路に仰せて鏤板し、多廣印散せしむ。

とあり、ダイジェストである『元史』食貨志所收の至元七年「農桑の制」と比較して、より具體的な内容が確認できる。ここでは、早魃への備えとして土地所有者たる主戸に對して、河川水、或いは地下水を用いた區田法の實施が求められている。さらに、注目すべきは區田の技術を記した「區田法度」を各路に命じて版刻し廣く流通させることが明記された點である。至元二三年六月には本條畫發布と時を同じくして區田法をも記載する大司農司編纂の『農桑輯要』が出版され、各地に頒布されている。條畫の頒布と農業技術書の出版という複合的な手段を用いて區田法が全國に向けて發信され、その技術が傳えられていくこととなる。

一見、至元七年制の焼き直しに過ぎない「農桑の制」の再頒布であるが、旱地農業の技術としての區田法の性質から考えると、至元二三年における江南をも含めた統治下全域に向けた區田法實施は大きな劃期とも言えるものであった。本來、乾燥地・半乾燥地において成立した區田法は、いかに稀少な水分を作物の生長にのみ集中して利用するかという問題を克服するために、その精緻な技術が生み出されたのである。その反面、この農法が大量の雨水の浸入に對していかに脆弱であるかは、二〇世紀に試験的に行われた四川での事例からも明らかである「萬一九五八」。モンゴル時代の區田の技術においても、區園地を取り圍む土塀建設の目的として地表水の耕作地への流入を防ぐことが擧げられており、大量の地表水が耕作地に流入することによって生じる排水不良の問題は、區田法に致命的な障害を與えるものであった「井黒二〇〇七」。

従つて明清時代をも含めた歴代の區田法實施例においても、江南における事例は試験的實施を除いては、ほとんど確認することができない。但し、モンゴル時代の區田法實施に關する規定では、既に至元七年の華北における農桑の制頒布時點で灌漑地を所有する者は區田法實施の對象外とされており、これは至元二三年の條畫にも確認できる。よつて、濕潤地域である江南においても河谷平野やデルタといった宋代以來開發が進められた水利田はあらかじめ區田法實施の對象外とされていたこととなり、水利田化し得ない山地や丘陵部などの高燥田において區田法實施を通した開發の推進が目指されたと考えられる。また、至元二三年の條畫に「仍お仰せて天旱に隄備せしめ」との言が見える様に、區田法の持つ耐旱性への着目がなされていることにも注目すべきである。この耐旱性と山區における區田法の有用性は、大徳年間に編纂された王禎『農書』農器圖譜集之一・區田條においても、

竊かに謂えらく古人區種の法、本と旱を禦ぎ時を濟う爲にし、山郡の地土高仰なるが如きは、歲歲に此くの如く種藝せば、則ち常に熟すべし。

と述べられる。江南經營が本格化する中で、平野部およびデルタ以外の耕地開發のために、水がかりの悪い土地においても實施可能な區田法が江南濕潤地域にまで擴大實施されていたのである。

但し、管見の限りにおいて、至元二八年の農桑の制の再頒布以降、泰定二年（二三二六）に至るまで區田法に關する史料を見いだすことはできない。その背景としては、氣候條件の地域的差異や胡祇適が華北における區田法實施時に批判した強制的實施という問題が存在したとも考えられるが、より重要な點はその受容のあり方に求められよう。王禎『農書』では先の記述に續き、區田法を「實に救貧の捷法にして、備荒の要務なり」と結論づけ、さらに備荒論にて同法を取り上げ、「其れ旱荒に備うるの法は、則ち區田に如くは莫し」と述べる。ここで金代章宗朝泰和年間の状況に立ち返れば、區種開始よりわずか八年あまりの時点で區田法は既に災害時における緊急措置的農法として認識され、その繼續的な實施がなされなかったのである。至元末年以降においても同様の状況が発生したであろうことは、自然災害の頻發する中、泰定年間（二三四一八）に至り區田法の實施が再び求められていくことから見てとれる。

第三章 救荒策としての區田法

第一節 趙簡の「區田事理」

これまでに知られたモンゴル時代區田法に關する史料としては、『農桑輯要』や王禎『農書』に加えて、『救荒活民類要』（「伊尹區田之圖」・「伊尹區田之法」・「泰定三年苗好謙提言」）とカラホト出土文書（「F一六六・W五三四」）（「F一一六・W一一五」）（「F一一六・W五二八」）（「F一一六・W二九六」）が存在し、それぞれ農業技術書・救荒書・公文書といったジャンルの異なる史料が存在することが大きな意味を有したのであるが、近年さらに新たな史料が附け加えられた。二〇〇二年に慶州江東面良洞の孫氏宗家で發見された元刊本『至正條格』には、區田法に關連する二つの條畫が含まれていた。兩條畫はいずれも卷二五・條格・田令に收録され、第一條目は至元三年六月一二日の「農桑事宜」、第二條目は泰定二年（二三三五）一〇月の「種區田法」である。前者は至元二三年に再頒布された「農桑之制」であり、その内容は既知のものであるが、

後者はまさに新出の史料である。その冒頭には、

泰定二年十月、江浙省の咨に、「左丞趙資政區田の事理を言う」と。兵部議得すらく、「宜しく言う所を准すべし」と。都省擬を准く。

とあり、以下、區田法の具體的實施方法が記載される。また、これに関連する史料が『元史』卷二九・泰定帝本紀・泰定二年二月壬寅（二六日）條に見える。

右丞趙簡區田法を内地に行い、宋の董煟の編む所の『救荒活民書』を以て州縣に頒たんことを請う。

これら兩史料によれば、泰定二年一〇月に資政大夫江浙等處行中書省左丞の趙簡による區田法實施の建言「區田事理」が江浙行省の咨文として中書省に送付され、さらに中書省より兵部へと送られ、兵部における審議を経て中書省の認可を得た。その後、翌々月の一二月二六日に至り、この間に江浙行省右丞へと昇進した趙簡の提言として、「内地」⁽⁵⁰⁾における區田法の再實施と南宋の董煟が編纂した『救荒活民書』の州縣への頒布要請が泰定帝へと上奏されたこととなる。

この冒頭部に續く「區田事理」の内容は、『救荒活民類要』所收の「伊尹區田之法」とカラホト文書「F一一六・W一一五」⁽⁵¹⁾にはほぼ一致する。これら三史料を比較すれば、「區田事理」には「伊尹區田之法」にわずかしき記されない桑栽培及び養蠶関連の記事が収録されとともに、「F一一六・W一一五」には記されない作物栽培関連の記事がほぼ完全形で収録されることが分かる。つまり、「伊尹區田之法」と「F一一六・W一一五」のそれぞれに缺けた部分を「區田事理」がともに記載することとなり、この三者の關係は「區田事理」を藍本とし、これを節略することで「伊尹區田之法」と「F一一六・W一一五」が作成されたこととなる。⁽⁵²⁾

但し、趙簡「區田事理」建言の経緯には若干の問題が残る。それは、趙簡の建言した「區田事理」が兵部にて審議されている点である。本来なら農政機關たる大司農司、或いは戸部にて審議されるべき内容であるにも関わらず、これが兵部において審議された理由としては、趙簡が求めた區田法實施の対象地が屯田であった可能性が考えられる。大元ウルスの

屯田は樞密院や大司農司、各行省などの所轄に分かれたが、「兵站屯田の籍」は「天下郡邑郵驛屯牧の政令」を掌る兵部に委ねられていた。⁽⁵³⁾従って、自らが奉職する江浙行省所轄の屯田を對象とした區田法實施案が右丞の趙簡によって提出され、これが兵部において審議されたということになる。⁽⁵⁴⁾江浙行省所轄の屯田は至元一五年（二七八）に反亂を起こした畚族の陳弔眼の餘黨を勞働力として漳州と汀州に開設されたものであり、兩地はともに福建の山岳地域に位置する（吳一九九七）。江浙行省全域ではなく、屯田に限定して區田法を實施させんとした趙簡の意圖は前節で述べた江南における區田法實施の目的とも合致するものであったと言えよう。⁽⁵⁵⁾

さらに、第二次提言とも言うべき泰定二年一二月における趙簡の區田法實施の對象地域「内地」を腹裏の意に解する理由は泰定三年の苗好謙提言にある。⁽⁵⁶⁾そこでは近年の狀況が「水旱相い仍り、民の飢率するもの多し」と述べられ、その解決策として「溝洫」・「區田」・「陂塘」の三項目に關する提案がなされる。この内、區田法實施に關する内容を見てみよう。

一、區田の法、農桑輯要を按ずるに、湯に旱災有り、伊尹區田を作爲し、民に糞種を教え、水を負いて稼に澆がしむと云う。初年は戸ごとに一區、毎年増益し、少を以て廣に至り、積むるに歲月を以てせば、區多くして力省かれ、民皆な樂び爲して、其の利は數倍たり。近ごろ大司農司已に嘗て舉行するも、惟だ奉聖州永興縣の民劉仲義等のみ、區田に糞種し、鷄鳴山定坊水を用いて澆溉し、已に成效有り。圖説もて前に連ぬ。腹裏の諸處、此れを按じて推行するは、誠に濟世の急務なり。

文中に見える「近大司農司已に嘗て舉行す」の語こそが、前年の趙簡提言を受けてなされた區田法の實施を指すものであり、苗好謙の提言においても區田法の實施は「腹裏諸處」に對して求められるものであった。區田法以外についても、溝洫の整備については「腹裏陸田」に對して、陂塘の整備は「江淮」に對して求められるものであり、救荒を目的として地域ごとに農業・水利に關わる優先事業を取り上げ、その實施を求めることが苗好謙提言の内容であった。⁽⁵⁷⁾

以上により、至元末年以降、一旦途絶したであろう區田法の實施を約三〇年ぶりに求めるに際して、趙簡はまずは自身

が責を負う江浙行省の中でも山區に位置する屯田という限られた地域を対象としてその実施を求め、さらにこの要請が中書省にて認可されたことを受けて、さらに地域を腹裏に擴大してその実施を求めるに至った状況が確認できた。また、苗好謙が腹裏における區田法推進を説く中に見える「圖説」とは、カラホト文書「F一六六・W一四〇」に見える「區田圖本」と同一のものであり、これが「伊尹區田之圖」と「伊尹區田之法」、すなわち趙簡の「區田事理」提言を指すものであることは明らかである。⁽⁵⁸⁾ 趙簡「區田事理」を引用し、苗好謙によって溝洫・區田・陂塘の三項目に關する實例と建言が附け加えられたこれら三點一組の資料が全国各地に向けて發せられたのである。⁽⁵⁹⁾

第二節 荒政と農政の接點

趙簡の「區田事理」提言に始まる泰定年間の區田法再實施には、クビライ體制への回歸を基本姿勢とする泰定帝政權の志向とは別に、救荒策としての區田法實施という意圖が込められていたことは、趙簡が腹裏における區田法實施とともに、南宋嘉泰年間に董煟によつて編纂された『救荒活民書』の州縣への配布を求めていることから明らかである。當該時期における自然災害の頻發については、『元史』卷三〇・泰定帝本紀の末尾に「泰定の世、災異數しば見ゆ」と特筆されるように、全國規模で水害や旱魃、地震や蝗害などの自然災害がかなりの頻度で發生していることが確認できる。⁽⁶⁰⁾

こうした水害・旱魃の頻發という状況のもと、至治三年（一三三三）に江南の民力が困窮し、京倉の蓄積が十分であることから二〇萬石減額され、⁽⁶¹⁾ 泰定元年（一三三四）には二〇八萬石にまで減少した江南稅糧の海運輸送量が泰定二年に再び二六七萬石に増額され、さらに同三年には三三七萬石にまで急増することとなる。⁽⁶²⁾ 當該時期の海運に關連して、『救荒活民類要』縣令救荒に收録される泰定三年八月に中書省より各行省に宛てた咨文に、御史臺を經由して上呈された監察御史の提言が見える。そこでは、大都周邊の燕南・山東などの地域では、連年の水害・旱魃による饑饉が深刻な状況にあり、人々は家屋や土地を質入れし、子女を賣るなどして飢えから逃れようとしたが、今年の災害によりもはや賣り出すものす

らない状態にある。さらに草の根や木の皮で食いつないでいたが、これすらも既に盡きてしまったとの状況が語られる。當該時期においては、連年の長雨に加えて、黄河河道の變移が再び活發化しており、泰定二年七月には河南行省左丞の姚煒の要請を受けて汴梁に行都水監が設置され、黄河沿いの州縣正官は知河防事を兼ねることとされた。⁽⁶³⁾さらに、陝西では泰定二年より天曆元年（一三二八）に至るまで雨が降らず、深刻な旱魃被害を被るなど、まさに「水旱相い仍」といった自然災害が深刻化していたのである。先の監察御史の提言は、これを救うべく江浙行省よりの輸送に加えて、従来は交鈔に換えて江浙行省に送られていた江西・湖廣・荆湖等處からの税糧を米穀のまま江浙行省に集めて、海運によって腹裏への輸送糧を増し、これを沿河の諸倉に備蓄せんとするものであった。

しかしながら、大都を含めた腹裏の食を支えるべき江南各地も天災や飢民の流入などによって、その疲弊は極度に高まっていた。⁽⁶⁵⁾中でも、趙簡の奉職する江浙行省は、浙西や江東といった當時の先進農業地帯を擁し、その税糧は全國の約三七%を占めた穀倉地帯であったが、泰定元年一二月には水害・旱魃によって兩浙・江東の諸郡では六萬四千三百頃もの廣大な耕地が損なわれ、さらに翌年五月には長雨によって、浙西の河川・湖泊の水が溢れ、甚大な被害をもたらしたのである。⁽⁶⁶⁾こうした状況のもとで、浙西の農業生産を立て直すため、吳淞江の浚渫と閘門の設置などのインフラ整備を通じた河道管理と農業開發が推進されていく。⁽⁶⁷⁾既に述べた様に、趙簡による江浙行省所轄屯田での區田法實施要請も、平野部穀倉地帯における水害の頻發という状況のもとで、山間部における農地開發を促進するために區田法を導入せんとするものであった。

さらに、江南の窮狀を救い、腹裏の食を満たすために抜本的な政策の見直しが唱えられる。これが致和元年（一三三八、泰定五年一月に改元）に江南の負擔を削減すべく虞集ら經筵官によってなされた腹裏の農業再建に關する建言である。ここでは腹裏沿海地域において、「吳人圩田法」すなわち海岸線を堤防で圍み、塘と呼ばれる水路を開削して取水・排水を行う圍田や圩田の開發が提言され、江南の税糧にのみ依存する状況からの脱却が目指される。⁽⁶⁸⁾本建言に見える虞集の問題意

識は泰定四年の會試策問にも現れ、そこでは腹裏のみならず、關陝および河南・北における水利整備を通した農業復興に對する見解が問われている〔宮二〇三〕⁽⁶⁹⁾。

以上により、泰定二年一二月の趙簡提言、さらにこれを引用する泰定三年の苗好謙提言、致和年間の虞集ら經筵官による提案がいずれも天災の頻發する中、いかに江南稅糧の海運に依存することなく、腹裏自身の農業生産力の回復を圖るかという點からなされたものであったことが理解できる。⁽⁷⁰⁾つまり、積極的な農業振興による自然災害への對應が圖られたのであり、趙簡・苗好謙らはこれを區田法の再實施という方法によって行わんとしたのである。さらに、虞集らによる腹裏農業復興案の提議に先立ち、泰定五年正月一日に區田法實施を含めた「農桑の制」一四條が再び「天下」に頒布され、有司には取り組み狀況に對する査察が求められることとなる。⁽⁷¹⁾これが飢民や流民の大量發生による社會不安を社制の再確認によって打開せんとするものであり、そこには農業振興による積極的な災害救済を目指す救荒策としての區田法實施を全國において推進するという目的が含まれていたことははや言うまでもない。

泰定年間における救荒策としての區田法實施という意圖は、至順元年（一三三〇）の序文を有する『救荒活民類要』の編纂・出版という形で具現化される。當時、桂陽路ダルガの任にあり、同書の發案者・校正者でもある高麗オルジエイトウの序文によれば、編纂のきっかけは天曆年間（一三二八―一三三〇）より續く大饑饉にあった。特に天曆の内亂の直後、天曆二年（一三二九）の全國的な自然災害と饑饉の發生は諸種の史料に記録されるところであり、その對策の一環として區田法が收録されたのである。同書には、賑濟や賑貸、賑糶などといった被災者や貧民の救済策のみに止まらず、區田法に關する三種の記事と農桑の制一四條、さらに農業獎勵に關わるクビライ以來の聖旨や詔が收録された。これに對して、趙簡によってその配付が求められ、『救荒活民類要』のモデルともなった董煟の『救荒活民書』においては、二〇項目に及ぶ救荒策の中で農業獎勵に關わるものは「勸種二麥」の一項目のみにしか過ぎない。荒政史研究の古典的著作たる『中國救荒史』において、筆者鄧雲特がモンゴル時代の農業獎勵策を積極的な救荒政策と捉えたように、積極的な農業獎勵によつ

て災害を克服せんとする農政と荒政の接點を區田法の實施に求めることができよう。

おわりに

これまで述べてきたところを基に、金・モンゴル時代における農業政策としての區田法實施の意義を考えてみたい。まず、當該時代における區田法の實施時期は大きく（一）金代章宗朝、（二）金末・中統・至元初年、（三）至元二〇年代、（四）泰定年間という四つの時期に分けられる。その開始期に當たる金代章宗朝においては、農業政策として特定の農業技術を華北全域において實施させるという劃期的な施策が採られた。言うまでもなく、農業技術は氣象條件や土壌の差異といった自然環境に由來する地域性に大きく規定されるものである。これに對して、技術としての見直しからではなく、革新性という一種の理念に基づいて區田法が實施されるに至ったことは、この政策が當初より重要な問題點を抱えるものであったと考えざるを得ない。實際に實施後一〇年を待たずして、風土の違いや見込み收穫量と實收穫量との懸隔といった諸種の問題が生じ、その繼續的實施は不可能となる。金代章宗朝における區田法實施が充分な成果を遂げたとは考えにくく、その意義は後世に與えた影響という面に止まるものと言えよう。

金末の實施期を経て、中統三年になされた區田法實施は金制の繼承を意味するものであったが、これは至元七年に社制との組み合わせという運用方法が採られることで大きく姿を變えていく。これにより、社制を通して區田法を普及させるとともに、區田法によって社制の強化を圖するという相互補完的な運用方法が用いられ、社制の擴大に伴って區田法實施の對象地域は江南を含めた統治下全域へと擴大されていく。また、技術普及の面でも至元年間は轉換期となった。至元七年の農桑の制頒布時に農民へと伝えられた「區田の法」は、至元二三年に至り「區田法度」として全國の各路にて版刻・出版がなされることとなる。加えて、區田法の記載を含む『農桑輯要』が繰り返し出版されるなど、農業技術書や區田のマニュアルを用いた技術教育を通して、區田法の具體的内容が耕作者レベルにまで伝えられていったのである。

その一方で、既に金代章宗末期より顕在化していた自然災害発生時における緊急措置的農法としての區田法受容のあり方はモンゴル時代においても見られ、多大な労働力と精緻な技術を要する區田法の根本的問題点ともあいまって、その継続的な実施を阻害する要因となる。但し、耐旱性と適地の多様性への着目は、全國規模での天災の頻発という状況のもとで、救荒策としての區田法への關心を再び呼び起こすこととなる。趙簡や苗好謙などの提言を通して、自然災害の頻発に喘ぐ腹裏の農業復興が意圖され、その手段として區田法が取り上げられたのである。これは『救荒活民類要』に區田法関連記事を含む農業獎勵策が多數收録されたことも相通じるものであり、積極的な農業獎勵によって自然災害を克服せんとする荒政の一貫としての區田法實施という位置づけが明確に現れる。

農政の見地から當該時代を通觀すれば、そこに一貫して見えるのは技術への重視という姿勢である。制度や運用方法の改變に止まらず、具體的に特定の技術を普及させることで農業振興を圖り、さらには自然災害への對應をなさんとした當該時代の農政の特徴を區田法の實施にも見ることができるとは、區田法の全國的實施はあくまで華北旱地農業の技術を江南へと轉用させるというものであり、これはその大部分が華北農業の技術で占められる『農桑輯要』を全國に向けて発信し續けたこととも通底する姿勢である。この点にも江南經濟への依存度をますます強める中、農業政策としての區田法實施が後世に受け繼げることがなかった限界性を求めることができよう。

〔附記〕 本稿は平成二〇年度科學研究費補助金（特別研究員獎勵費）による研究成果の一部である。

〔文獻目録〕

〔目 文〕

天野元之助 一九五〇 「代田と區田——漢代農業技術考——」 松山商科大學商經研究會『社會科學の諸問題 松山商科大學開學記 念論文集』

井黒 忍 二〇〇四 「山西洪洞縣水利碑考——金天眷二年都總管鎮國定兩縣水碑の事例——」 『史林』 第八七卷第一號

二〇〇五 「『救荒活民類要』に見るモンゴル時代の區田法——カラホト文書解讀の參考資料として」 『オアシス地域研究』

- 一九九七B 「侯馬一〇二號金墓」『文物季刊』第四期
- 山西省文管會侯馬工作站 一九五九 「侯馬金代董氏墓介紹」『文物』第六期
- 王培華 一九九七 「元代北方水旱災害時空分布特點與申檢體覆救濟制度」『社會科學戰綫』第三期
- 二〇〇一 「元明清江南學者開發西北水利的思想與實踐」『河北學刊』第二一卷第四期
- 萬國鼎 一九五七 「區田法的研究」『農業遺產研究集刊』第一冊
- 吳宏岐 一九九七 『元代農業地理』西安地圖出版社、西安
- 楊富斗 一九九七 「金朝推行區田法管見」宋德金等編『遼金西夏史研究』第四期
- 楊富斗・楊及耕 一九九七 「金墓磚雕叢探」『文物季刊』第四期
- 楊訥 一九六五 「元代農村社制研究」『歷史研究』第四期
- 于傑・于光度 一九八九 『金中都』北京出版社、北京
- 紀念陳述先生逝世三周年論文集』天津古籍出版社、天津

註

- (1) 區田法の技術と歴史的推移については、萬一九五八に詳しい。
- (2) 研究史の概略及び主たる研究成果については、井黒二〇〇七を見られたい。
- (3) 宋代以前における區田法の歴代の實施例としては、後漢明帝朝（五七―七五年）を嚆矢とし、その後は曹魏の鄧艾、東晉の郭文、東魏の劉仁之らによる事例が確認できる。また、建元七―八年（三七―一）頃、前秦の苻堅によって旱害對策として區田法の實施が命じられ、唐の儀鳳三年（六七八）五月には、高宗が籍田において區田地に手ずから播種を行った。さらに、北宋の文彥博・黃庭堅・王安石の詩に區田法を用いた芋栽培に關する言及が見られる。南宋時代に關しても、朱熹の詩に區田法を用いた芋栽培に觸れる外、羅願『羅鄂州小集』卷一・勸農詩「鄂州勸農」に、區田法と代田法に關する句が見え、韓澍『潤泉集』（永樂大典）卷一三一九四「芒種詩」には、「四時纂要」からの區田法關連記事の引用がなされる。但し、南宋の三史料に關しては、實際に區田法が實施されたかどうかを確認することはできない。なお、ここでは先行研究において取り上げられた事例については、出典の表記を省略する。
- (4) 以降の金代區田法に關する記述は、主として『金史』卷五〇・食貨志・區田之法條（以下、『金史』區田法條と略す）に依據し、これ以外に依る場合にのみ、その出典を明示する。なお、同條は歷代正史において唯一、區田法を専門に取り上げる條項であり、金代、さらには『金史』編纂がなされたモンゴル時代における區田法への注視を傳える

ものと言えよう。

- (5) 『金史』卷九・章宗本紀・明昌元年五月乙卯(二日)條、同壬戌(九日)條、同己巳(一六日)條。

- (6) 『金史』卷七三・守貞傳。明昌年間の旱魃と祈雨に關しては、陳二〇〇三に詳しい。

- (7) 『三朝北盟會編』卷六三に、粘罕(宗翰)が西京攻略の後、「大臣文集・墨迹・書籍等」を求めさせたとある。

- (8) 『三朝北盟會編』卷七三・靖康元年二月三日甲申條によれば、開封落城の後、金軍は書籍名を指定してその供出を求めたが、この要求に對して開封府は城内の書籍舖から金錢を用いて購入するなどして對應したとされる。

- (9) 『三朝北盟會編』卷七三・靖康元年二月二六日丁亥條。

- (10) 『靖康要錄』卷一五・靖康二年二月二日條、『三朝北盟會編』卷八一・靖康二年二月一六日丙子條、『宋史』卷二三・欽宗本紀・靖康二年夏四月庚申朔(一日)條。なお、『金史』卷一〇・章宗本紀・明昌五年二月丁酉(五日)條に「詔購求宗文總目內所闕書籍」とあり、北宋崇文院(祕書省)の所藏目錄を基に書籍収集がなされていることが分かる。

- (11) 時代は下るが、『金史』卷四七・食貨志・租賦條によれば、元光元年(一二三二)に京南司農卿の李蹊が秋税の徵收時期を遅らせ、大麥・小麥栽培の實を上げんとする提案をする中で『齊民要術』が参照されている。

- (12) 『金史』卷九五・張萬公傳。

- (13) 金代における「養生論」への言及として、大定二五

年(一一八五)の進士で、文壇の領袖として李純甫と並び士人の尊崇を集めた趙秉文の文集『閑閑老人澁水文集』卷二〇「跋王致叔書替叔夜養生論後」が見える。

- (14) 『金史』卷一〇・章宗本紀・明昌四年五月辛巳(一六日)條。

- (15) ここで技術的側面ではなく、民衆の理解不足といった精神面に原因を求める胥持國の見解もまた「養生論」に基づく區田法實施の發想に通底するものである。

- (16) 于・于一九八九によれば、中都の城北では整備された灌漑水路を用いて廣く水田耕作がなされており、これに對して城南地域は灌漑用水が充分に供給されない土地であったとされる。耐旱對策として區田法の效果を確認するために敢えて城南の地が選擇されたことになろう。

- (17) 第二次議論開始の翌々月(明昌四年六月)に章宗が發した區種の成果如何の問いに對して、胥持國は六月下旬から七月初旬に成果が現れると答えている。試験實施の開始を胥持國の參知政事就任(明昌四年三月)以降と假定した上で、その成熟時期(六月下旬から七月初旬)から判斷すれば中都南郊における區田法の試験實施は蕎麥、或いは早熟の粟、春小麥を対象とするものであり、その成熟時期は寒冷地のために繰り下げられた中都路の夏税徵收開始時期とも一致する。全國に向けた區田法實施に先驅けて、租税徵收の作物を対象した現實的なテストがなされたと言えよう。金代における栽培作物の種類とその播種・收穫時期については、韓二〇〇〇を見られたい。

(18) 『金史』卷一〇・章宗本紀・明昌五年春正月己巳(七日)條では「尙書省進區田法、詔相其地宜、務從民便」とされるが、實施を命ずるとの文言は見られない。

(19) その他の陳言人の事例としては、『金史』卷二三・五行志・衛紹王大安三年條および『金史』卷一三・衛紹王本紀・大安三年十一月條に見える大安三年(一二二一)に尙書省の門前にて半月に亘つて衛紹王の讓位を叫び誅殺されるに至った男子郝贊や『金史』卷二七・河渠志・黄河・明昌五年春正月條に見える都水監丞田樸と黄河治水の方法について直接討論を行った馮德輿らが確認できる。

(20) 『金史』卷五八・百官志・百官俸給條。また、『金史』卷一〇・章宗本紀・明昌四年九月戊辰(五日)條には「諡尙書省、大定二十九年以後士庶言事、或係國家或邊關大利害已嘗施行者、可特補一官、有益於官民、量給以賞」とあり、高翌の陳言と相前後する時期に士庶の有益な進言に対する報奨がなされている。

(21) 未だ正式な實施が告げられる以前の段階において、地方の有識者であろう高翌があまりにタイミングよく陳言をなし得た背景については、そこに胥持國ら區田法推進派の關與が疑われるものの推測の域を出ない。但し、華北全域への實施を直前に控えた段階で、區田法實施の經驗を有する武陟縣の高翌によって具體案が提出され、これに應じて政府の農業政策として區種實施が開始されるという具合に、推進派にとって筋書き通りの展開となったことは確かである。

(22) 原一九八三によれば、區田法における灌漑は容器を用いた水かけ方式であったとされる。

(23) 『金史』卷五〇・食貨志・水田條。

(24) 『金史』卷一〇・章宗本紀・承安元年夏四月戊午(九日)條にも「初行區種法、民十五以上、六十以下有土田者、丁種一畝」の記載が見える。

(25) 『金史』區田法條では馬百祿の官職を「九路提刑」とするが、『金史』卷九七・馬百祿傳により南京路提刑使であることが分かる。なお、提刑司は全土を九路に分けて設置されており、通常、九路提刑司は提刑司の總稱として用いられる。

(26) 同墓前室墓門上方に埋め込まれた地碁に「時明昌柒年捌月初四日入功、九月日功畢」の記載が見え、同墓の建造が明昌七年八月四日に始まり、同年九月某日に終了したことが分かる。「山西省考古研究所侯馬工作站一九九七B・山西省考古研究所一九九九」。

(27) 山西省考古研究所侯馬工作站一九九七の寫眞(圖五・M一〇二磚刻文字、三三頁)によって原文を示す。「上判、交百姓忙種區田。每一畝要一千五百區、每區打約一升。本家刷到物四百石。／／時明昌柒年捌月日入功。自年前十月内、有至到六月十九日得雨。米麥計價二百五十。到二十二日、種下秋田、／／每畝收穀一石。莖豆每畝一石、棗約五分。又差官通行刷物。」なお、山西省考古研究所編一九九九(六六―六七頁)には、同墓室北壁の全體寫眞が收録され石柱刻文もわずかに見えるが、記載内容を確認する

ことはできない。

- (28) 同墓室右側石柱に「先祖董珍」の語が見えるが、この名は董海墓の東北二〇メートルの地點にて發掘された董萬墓室内の石柱においても確認され、加えて附近にて董圻堅・董明兄弟の墓も發見されており、いずれも同郷の董氏一族と推定されている〔山西省文管會侯馬工作站一九五九、山西省考古研究所侯馬工作站一九九七A〕。なお、居住地である風上村は分上村とも稱され、現在の汾上村に當たり、澮河に近接した灌漑用水の得やすい地である〔楊・楊一九九七〕。

- (29) 文中の「打約」については、管見の限りその類例を見出すことはできないが、「打」、「約」ともに「見積もる」或いは「見計らう」の意味を有することから、ここでは「見込む」と譯出する。

- (30) 『金史』卷四七・食貨志・租賦條によれば、私田における夏稅額は一畝當たり三合、秋稅額は五升とされる。

- (31) 當時の天候不順に關しては、『金史』卷二三・五行志にも「承安元年五月、自正月不雨、至是月雨」とされ、刻文の内容とも一致する。

- (32) 刻文に記される當時の穀物價格「米麥計價二百五十」に關しては、同様の表記例として『三朝北盟會編』卷九九・諸錄雜記所收の「與祕書少監趙暘姚太守書」に「米麥至二十四貫一斛」の語が見える。徽宗・欽宗の北狩とこれに續く張邦昌の楚帝冊封の中で、混亂狀態を極めた靖康二年（一一二七）の開封城内の狀況と比較しても、明昌六―七

年の穀物價格の高騰は明らかである。

- (33) モンゴル時代の狀況ではあるが、『紫山大全集』卷二三・雜著・匹夫歲費によれば、一〇〇畝の耕作地から得られる收量は、豐作で七〇―八〇石、不作ならば三五―四〇石に満たないとされる。假に一頃あたり三五石の收穫を得たとすれば、四〇〇石の收穫量を得た董海家の所有地面積は一一・四頃程度と推定される。楊氏の算出した一〇〇畝弱とは大きな開きがあるが、壯麗な磚雕にて彩られた墓室を建造し得た董海家の所有地面積としてはより相應しい數値とも考えられる。なお、井黑二〇〇七では、「匹夫歲費」中の不作時の收量を「五〇石に満たない」と誤った。ここに訂正する。

- (34) 楊一九九七では、本刻文が墓室内という特殊な場所に刻まれた背景には、區田法實施に對する不滿を表すという意圖があつたとする。

- (35) 『金史』卷一〇〇・孟鑄傳「是歲、自春至夏、諸郡少雨。鑄奏今歲愆陽、已近五月、比至得雨、恐失播種之期、可依種麻菜法、擇地形稍下處撥畦種穀、穿土作井、隨宜灌漑。上從其言、區種法自此始。」末尾の文言により、これが區田法を意味すると認識されたことは明らかであるが、孟鑄提言においてはミゾに播種するという區田法の特徴的な技術が明言されることはなく、さらに『汜勝之書』や『齊民要術』などの漢代區田法を記す史料にはここで參考として挙げられる麻の區種法に關する記載が確認できないなど、技術的には區田法と斷定するには問題が残る。

(36) 『金史』卷一〇二・田琢傳。ここでの屯田と區田法の組み合わせは既に章宗朝の施策に見られるものであり、歴史的に見れば、魏の鄧艾の實施例を確認することができる。

甘露元年(二五六)、鄧艾は姜維率いる蜀軍の侵攻を阻止すべく上邽にて屯田を興し、旱魃を克服するため區種法を實施して自ら軍士の先頭に立つて耒耜を執った。區田法の實施にはその精緻な技術をいかに耕作者に伝えるかという問題がつきまとうが、特に兵卒によって營まれる軍屯においてはこれは切實な問題であり、技術の敎示が必要不可欠となる。よって、鄧艾誅殺の後に段灼によって「身不僕虜之勞、親執士卒之役」と稱贊された鄧艾の行爲も、區田法の精緻な技術を軍士達に敎示するために、自らが率先して事に當つた事實を伝えるものと解し得よう。こうした技術面での問題点を解決することができれば、多大な勞働力を必要とし、かつ土地の形狀を選ばずに實施することができる區田法は、屯田との組み合わせによって、その効果を發揮し得るものであったと考えられる。

(37) 『齊民要術』卷五・種桑柘に、「樾熟時、多收、曝乾之、凶年粟少、可以當食」とあり、桑は衣料用作物としては勿論のこと、樾カワミを食用とすることで救荒用作物としても利用されるものである。また、前章で見た侯馬金墓刻文にも桑栽培の記載が見えるが、『金史』卷四七・食貨志二・田制に依れば、「凡桑・棗、民戸以多植爲勤、少者必植其地十之三、猛安謀克戸少者必課種其地十之一、除枯補新、使之不缺」とあり、棗・桑は民戸および猛安・謀克戸いずれ

もが規定の面積に必ず栽植すべきものと規定された。

(38) 『農桑輯要』卷二・播種・區田所引。

(39) 當該箇所は『元人文集珍本叢刊』所收『至正集』(宣統三年石印本)及び北京圖書館藏清抄本では「昏」に作るが、四庫全書本によって改めた。

(40) この收穫量には明らかに誇張が含まれるであろうが、ここで「百倍」とされるのは漢代以來の區田法が「一畝百斛」の收穫量を説くことを踏まえたものであろう。

(41) 冀雍については、大澤一九九三(二〇二頁)を参照。

(42) 『元史』卷五・世祖本紀・中統三年夏四月甲辰(一九日)條。

(43) 區田法の頒布を行つた部使者については、これが監察官の別名であり、前掲「資善大夫吏部尚書張公神道碑銘并引」に「自貞祐南駕、初設大司農、分領地官之政、而假之以部使者之任」として金末には農政官が監察の職を兼ねたことから、前年の中統二年八月の勸農司設立により派遣された八名の勸農使を指すと考えられる。この時に八人が任じられた勸農使の派遣先に輝州を含む衛輝は含まれないが、輝州の位置から考えて邢洛に派遣された李士勉である可能性が高い。

(44) 「張正倫神道碑」が元好問の撰文であることに加えて、神道碑の基礎データとなる行狀を王磐が、墓誌を王鶚が手がけている。さらに『秋澗先生大全文集』卷四二「王氏易學集說序」によれば、天興元年(一二三三)に王渾の父である王天鐸は戸部尚書張正倫のもと戸部主事の任にあった

とされるなど、張正倫とクビライ時代の士人達との人間関係の繋がりも確認できる。

- (45) 文中に「兩省」の語が見えることから、中書省と尙書省が並置された至元七年正月から同九年（一二七二）正月までの間になされたものであり、さらに至元七年二月に四道勸農司が設置され、同年十二月には司農司が司農司へと改稱されたことから時期が絞り込まれる。

- (46) モンゴル時代の社制に關しては、これまでも様々に議論されてきたテーマであり、本稿では區田法實施という農業政策から見た社制の一面を述べるに止める。社制に關する研究史については、中島二〇〇一を見られたい。

- (47) 楊一九六五及び宮二〇〇七に引用される『善俗要義』一曰務農桑に「今後仰社長勸社衆常觀農桑之書」とある。

- (48) 至元二三年および二八年における農桑の制頒布に關わる政治狀況やその推移は、宮二〇〇六に詳しい。

- (49) この「聽從民便」の記載は、先の『元史』食貨志の誤りを傍證するものである。

- (50) 延祐二年の御史臺の建言を受けて程鉅夫が趙簡の祖先を顯彰するために執筆した「魏國趙氏先德之碑」（『程雪樓集』卷五）及び貢奎によって撰述されたその碑陰「趙氏碑陰記」（『正德大名府志』卷一〇）によれば、趙簡、字は敬甫（或いは敬夫）、號は稼翁、大名路元城の人である。その官歴は肅政廉訪司（浙東・河東・山東）、御史臺・江南行御史臺・行省（河南・江浙・江西）の官を歴任して、泰定三年（一二三六）二月に集賢大學士に上っている。ま

た、その父趙楫は中統元年に大名等六路宣撫使の張文謙に辟召された人物であり、隱居の後には張孔孫がその堂に「餘慶」の文字を書し、李謙が記を撰述し、盧摯が銘を附している。なお、井黒二〇〇七においては、泰定二年二月における趙簡の職位を中書右丞としたが、『元史』卷三・泰定帝本紀・泰定三年（一二三六）條に「召江浙行省右丞趙簡爲集賢大學士、領經筵事」とあることから、泰定二年二月から同三年（一二三六）二月に至るまでの間に江浙行省左丞から江浙行省右丞に昇進したことが分かる。ここに前稿での誤りを訂正する。

- (51) この三史料間における文字の異同については、重要な文字の違いが含まれる。その一例として、麥の區種に關して、趙簡「區田事理」では「麥宜下地」として麥の栽培には低地が適しているとされるが、「伊尹區田之法」では「麥宜高地」と正反對の記載がなされる。同様の例として、「伊尹區田之圖」・「伊尹區田之法」及び趙簡「種區田法」の豆區種に關する記述が「摻土宜薄」、「覆土宜薄」であるのに對して、「F一六・W五三四」では「摻土宜厚」とされる。こうした正反對の記載内容が、單なるミスとして片付けられるものなのか、或いは地域的差異を反映した變更であるのかは、さらに検討を要する問題である。

- (52) 區田の技術自體は既に述べた様に、至元七年より「區田の法」が華北の農民に傳えられ、さらに同二三年よりは「區田法度」が江南をも含めた全國に向けて印刷・出版されていた。従って、趙簡が述べる「區田事理」が先行する

「區田法度」そのものであったとは考えられず、これを下敷きに趙簡による改訂がなされたものと考えられよう。

(53) 『元史』卷八五・百官志・兵部。

(54) 『元史』卷二九・秦定帝本紀・秦定二年閏正月乙丑（一

四日）條に「命整治屯田」とあり、續けて河南行省左丞姚焯による屯田史の屯戸に對する搾取を問題とする提言がなされていることから、同年一〇月における趙簡の提言も當時の屯田振興政策の一環として考えるべきものであらう。

また、宮二〇〇七にて取り上げられる後至元年間（一三三五―四〇）の胡秉彝による錦州での區種實施に關しては、氏が引用する『嘉靖遼東志』卷五の該當部分には「秉彝乃自編伊尹武侯區田遺制」とあるが、ここで區田法の創始者とされる伊尹の名が擧がることはともかくとして、農政の面では屯田に關聯して言及される武侯諸葛亮を區田法との關連の中で取り上げた他の用例を寡聞にして知らない。氏の論考においては、胡秉彝の事績として、至正二年（一三六二）に大都の屯田經營に多大な成果を収めたといわれるが、この錦州・大都の事績を一連のものと捉えれば、胡秉彝の編み出した「區田遺制」とは、屯田における區田法の實施を説くものであった可能性が窺える。

(55) 『元史』卷一〇〇・兵志・屯田・江浙等處行中書省所轄屯田條。

(56) カラホト文書「F 一一六・W 五二八」および『救荒活民類要』元制・農桑。本史料に關しては、古松二〇〇五・井黒二〇〇五を参照。

(57) 救荒策としての水利事業は、災害時への備えとしての貯水以外に、困窮した民に仕事を與える公共事業の意味を持つものであり、『朱子語類』卷一〇六において、朱熹も饑饉救済の方策として高く評價する。『朱子語類』の讀解については、田中一九六九に依る。

(58) 井黒二〇〇七にて述べた様に、「伊尹區田之圖」と「伊尹區田之法」は明白に二點一組の史料である。新たに發見された『至正條格』に「圖」は收録されないが、これは『至正條格』自體の文獻的性質によるものであり、同書への收録に際して省略されたと考えられる。

(59) 秦定三年以降の腹裏における區田法の實施例として、『萬曆衛輝府志』卷六・官師志に見える鄭棟の事績が擧げられる。これによれば、「鄭棟、字士隆、秦定丁卯爲胙城尹、教民區種、栽植桑棗、延師立庠、俾教子弟。在任數年、政平訟簡、盜息民安。有去思碑」とあり、秦定四年（一三二七）に胙城尹となつた鄭棟は民に區種を教えるとともに、桑や棗の栽培を促進したとされる。

(60) 王一九九九によれば、至治元年（一三三一）より至順二年（一三三一）に至る一〇年間がモンゴル時代の九大災害期の一つに當たる。

(61) 『元史』卷二八・英宗本紀・至治三年秋七月己酉（一九日）條による。但し、『大元海運記』卷之下・歲運糧數によれば、至治二年の運糧は三二五萬石、同三年は二八一萬石とされ、約四〇萬石の減少となる。

(62) 『大元海運記』卷之下・歲運糧數。

- (63) 『元史』卷一九・泰定帝本紀・泰定二年二月庚子(二二〇日) 條。
- (64) 『元史』卷三二・文宗本紀・天曆元年十二月條。
- (65) 陳一九九二によれば、一三世紀以降の特徴として北方モンゴル高原からの貧民流入が挙げられる。至大年間以降、モンゴル高原より大量の饑民が華北に流入するとともに、延祐年間には華北より江東、江西一帯への流民流入が問題視され、さらに天曆二年には陝西・河東・燕南・河北・河南から淮南へ流入した數十萬にも及ぶ流民への賑恤が命じられている。
- (66) 『元史』卷一九・泰定帝本紀・泰定二年五月丙子(二八日) 條。
- (67) 『水利集』卷一に收録される浙西水利行政関連の文書は、大徳年間(一二九七―三〇七)と泰定年間の兩時期に集中する。泰定年間には都水庸田使司はほぼ數ヶ月ごとに廢置を繰り返すが、これも浙西水利の復興に對する關心の現れとも言えよう。
- (68) 『圭齋文集』卷九・神道碑・元故奎章閣侍書學士翰林侍講學士通奉大夫虞雍公神道碑。王二〇〇一によれば、後に『農政全書』において西北水利論の嚆矢として收録される虞集の見解は當時受け入れられることはなかったが、至正年間(一三四一―六七)に至り、腹裏における屯田開發という形で實現され、さらに明代に至って丘濬ら江南出身の名だたる官員達によつて再評價されていくこととなる。
- (69) 『國朝文類』卷四六・策問・會試策問、『道園類稿』卷一二・策問・會試策問。『類編歷舉三場文選』第五科・中書堂會試に泰定丁卯(四年) 會試の策問として挙げられる「問水利」がこの虞集の策問である。
- (70) 泰定帝に對する經筵講義の終了後に同列とともになされた虞集の建言であるが、これに先立つ泰定三年十二月二〇日に趙簡は集賢大學士、領經筵事に任じられ、致和元年三月二六日には預經筵事となっており、同列には趙簡自身も含まれたと考えられる。
- (71) 『元史』卷三〇・泰定帝本紀・致和元年春正月丁丑(一三日) 條。

A GLIMPSE OF AGRICULTURAL POLICY OF JIN AND MONGOL PERIODS AS SEEN IN THE IMPLEMENTATION OF *OUTIAN* SYSTEM

IGURO Shinobu

The implementation of the *outian* system 區田法 as an instrument of agricultural policy in the Jin and Mongol periods can be roughly divided into four periods: (1) during the reign of Zhang-zong 章宗 of the Jin; (2) from the late Jin through the Zhongtong era and to the first year of the Zhiyuan era; (3) until the third decade of the Zhiyuan era; and (4) during the Taiding era. During the initial stage, which corresponds to the reign of Zhang-zong, the *outian* system was instituted as a reformist measure to overcome drought and increase tax revenue. However, due to the problems of differing customs and conditions and the gap between estimated and actual income, it became impossible to implement on a continuous basis.

Following the late-Jin period of implementation, the implementation of the *outian* system in the third year of the Zhongtong meant a continuation of the Jin system, but the combining its operation with that of the *she* system 社制 in the 7th year of the Zhiyuan era shook the system and it was greatly transformed. As a result, as the *outian* system spread in combination with the *she* system, a mutually reinforcing system of operation designed to strengthen the *she* system by the *outian* system was used, and along with the expansion of the *she* system, the region for implementation of the *outian* system extended throughout the entire territory ruled, including Jiangnan. Likewise, “the *outian* system” conveyed to peasant farmers at the time of redistribution of fields and trees in the seventh year of the Zhiyuan era was printed and published on each circuit throughout the country as the “*outian* regulations” 區田法度 by the 23rd year of the era. In addition, the *Essentials of Farming and Sericulture* 農桑輯要, in which the *outian* system was included, was republished again and again, and the specific contents of the *outian* system were conveyed to the tillers of the land through technical education that used books on agricultural technology and manuals about *outian*.

In contrast, the manner in which the *outian* system was accepted as an emergency agricultural method in times of natural disaster that had already become evident in the Zhangzong era of the Jin, could also be seen in the Mongol period, but the fundamental problems of the need for enormous amounts of labor and precise technology that accompanied it, became causes preventing the con-

tinuous implementation of the system. However, attention to drought resistance and diversity of appropriate land revived interest in the *outian* system as a way of fighting famine under the conditions of frequent natural disasters on a nation-wide scale, the *outian* system was taken up with the intent of reviving agriculture in the heartland on the basis of proposals by Zhao Jian 趙簡 and Miao Haoqian 苗好謙. This corresponds to that fact that many policies to promote agriculture are found in the section of *Jiuhuanghuomingleiyao* 救荒活民類要 that is related to the *outian* system, and it can clearly be seen that the implementation of the *outian* system was consistently used as an anti-famine policy to overcome natural disasters through aggressive promotion of agriculture.

QOSHILA'S ESCAPE TO THE WEST AND DESCENDANTS OF BAIDAR, CHAGHATAI'S YOUNGEST SON

AKASAKA Tsuneaki

Qoshila, the eldest son of Qaishan, Yuan Wutsung, led a rebellion against the oppression of his uncle Ayurbarwada, Jêtsung. But having failed, he fled westward, reaching the Altai Range and settling abroad in the territory of the Chaghatai Khanate deeper in Central Asia.

I suppose that it was the offspring of Toq-temür, the younger brother of the famed Chübei of the Chaghatai royal family subjected to the Yuan dynasty, who was responsible for opening relation between Qoshila and the Chaghatai Khanate. This Toq-temür was the youngest grandson of Baidar, the youngest son of Chaghatai. I also suppose that as the result of his rights of inheritance as the youngest son, he inherited the grazing lands in southwestern foothills of the Altai Range, which had first been awarded to the Chaghatai by Chinggis qan. After Qoshila's return and accession to the throne, Irinchinbal (Rin chen dpal), a grandson of Toq-temür, was enfeoffed as Liu-ch' êng-wang 柳城王 on the basis of meritorious service.

I conjecture that the person whose name was written “脫火赤” in the *Yuan shi* and who rebelled against the Yuan dynasty in support of Qoshila, was not one person, really were two persons: one of them was Toghachi chingsang (Toghuchi ba'atur) who attacked Mongolia, and the other was Toqachi (son of Toqto'a who was a son of Chübei) of the royal family of Ning-su-wang 寧肅王, whose head-